



# 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費

(うち、漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策総合検討事業)

2019年度予算(案)  
268百万円 (167百万円)  
うち151百万円 (107百万円)

水・大気環境局  
水環境課海洋環境室

## 背景・目的

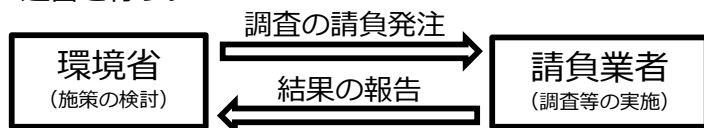
## 事業目的・概要等

- 日本には毎年多くの海洋ごみ(漂着・漂流・海底ごみ)が発生し、海洋環境の悪化や船舶航行・漁業への影響等をもたらし、近年は、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念され、世界的な課題となっており、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されたところ。これを受け、海洋ごみの発生抑制により一層取り組む必要がある。
- 効果的な回収処理・発生抑制対策を行う上で、マイクロプラスチックを含む漂着ごみ及び漂流・海底ごみの発生状況の実態の適切かつ継続的把握が不可欠。
- 我が国沿岸の海洋ごみ削減には、プラスチック等のごみの更なる発生抑制が重要であり、地域循環共生圏の観点も踏まえつつ、沿岸～内陸にわたる広域的な発生抑制対策が不可欠である。
- また、その対策の推進にあたっては、地方自治体に加え、各関係主体(民間団体、業界団体、研究機関等)の連携・協力の強化及びその継続が非常に重要となる。

## 事業概要

- ①漂着・漂流・海底沈降に係る一連のプロセスを把握するため、我が国海岸における漂着ごみの量・分布等及び我が国沿岸海域及び沖合海域(近海及び南方海域)における海底ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する他、河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの存在実態調査に着手する。
- ②複数地方公共団体連携による国内沿岸～内陸での流域圏での広域的なごみ発生抑制の推進のため、複数地方公共団体連携による漂流ごみ発生抑制対策モデル事業として、漂着ごみ発生源解析調査、多様な関係主体の参画による広域的な発生抑制対策を実施し、その効果の計測・評価等を行う。
- ③全国規模の関係主体の取組等に関する情報共有や主体間の連携・協力を推進するため、環境省主導のもと、関係主体の参画による「海洋ごみ対策推進フォーラム」(仮称)の設置・運営を行う。

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 我が国における海洋ごみの汚染実態の的確な把握及び効果的な海洋ごみ対策の促進に繋げる。
- 陸域も含めた流域圏での効果的かつ総合的なごみ発生抑制対策を促進する。
- 各関係主体間の連携・協力を通じて、我が国全体での海洋ごみ問題の認知度向上、関係主体の主体的な参画のもとでの実態把握、発生抑制対策の促進を図る。
- 以上により、我が国におけるマイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減を図る。

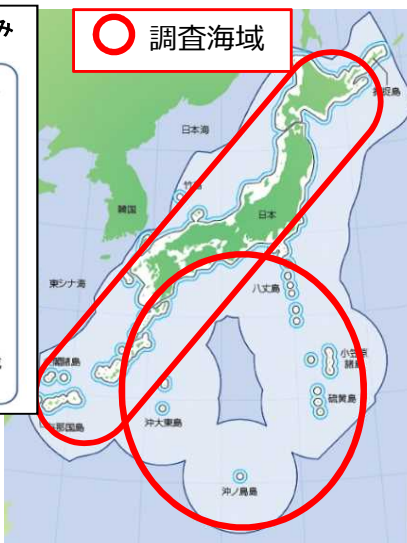
## 漂流・漂着・海底ごみ量・分布実態調査(事業①)

## イメージ

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量(2010年推計)ランキング

世界全体	1,270万 t/年
1位 中国	353万 t/年
2位 インドネシア	129万 t/年
3位 フィリピン	75万 t/年
4位 ベトナム	73万 t/年
5位 スリランカ	64万 t/年
6位 タイ	41万 t/年
7位 エジプト	39万 t/年
8位 マレーシア	37万 t/年
...	...
30位 日本	6万 t/年

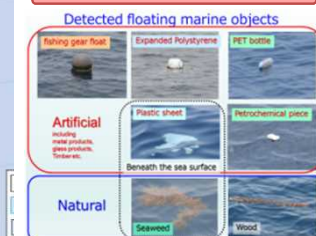
※推計量の最大値を記載  
(出典) Plastic waste inputs from land into the ocean (2015, Feb. Science)



### 漂着ごみ調査



### 漂流ごみ調査



### 海底ごみ調査



### マイクロプラスチック調査(海域、河川・湖沼)



## 複数地方公共団体連携によるごみ発生抑制対策モデル事業(事業②)

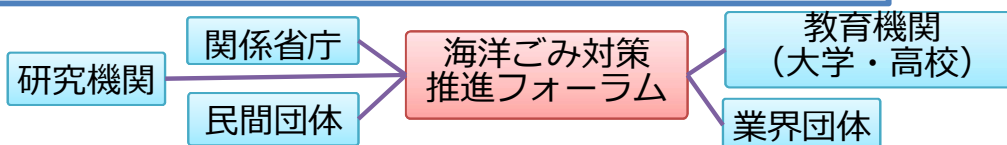
### 漂流・漂着ごみ



### 流域圏のごみ調査・近隣都府県対策推進



## 漂着ごみ等の削減に向けた連携方策検討事業(事業③)





# 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、海洋ごみ国際戦略総合検討事業)

2019年度予算(案)  
268百万円 (167百万円)  
うち117百万円 (60百万円)

水・大気環境局  
水環境課海洋環境室

## 背景・目的

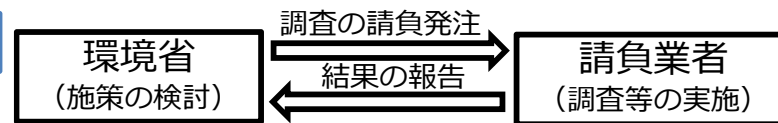
- 近年、世界の広域的な枠組み（G7、G20、国連等）やアジア等地域的な枠組み（TEMM、NOWPAP等）において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題は重要テーマであり、主要排出源であるアジア域での対策は、世界にとって喫緊の課題である。
- マイクロプラスチックについては実態把握が急務であるが、国際的な実態把握の促進には、モニタリング手法の調和・標準化が必要。2016年5月のG7富山環境大臣会合では、関係国等へのアウトリーチやモニタリング手法の調和等に向けた取組が優先的な施策とされ日本が主導的な取組を実施中。2018年6月のG7シャルルボワサミットでは、総理から海洋ごみ対策について、途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があること、来年のG20サミットでも取り組む旨が述べられた。
- このような状況を踏まえ、海洋ごみに関する国際動向を適時・的確に把握し、この分野における我が国の取組状況等も踏まえつつ、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める必要がある。
- モニタリング手法の調和については、我が国による主導的な取組を更に進め、成果をガイドライン等に取りまとめ、各種枠組みを通じて国際的な普及を図る必要がある。

## 事業概要

- ①海洋ごみに関する国際動向を調査し、国際連携・協力の戦略等を検討する。
- ②上記の調査・検討を踏まえ、アジア等の地域的な枠組み及び広域的な枠組みを通じた国際協力を推進する。
- ③モニタリング手法調和に向けた調査及びガイドライン作成・普及等を実施する。

## 事業目的・概要等

### 事業スキーム



### 期待される効果

これらの取組を総合的に推進することにより、我が国の海洋ごみの削減、世界のマイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握及び対策の促進を図るとともに、国際的な連携・協力を通じて、我が国のプレゼンス強化に資する。

## イメージ

